

平成 29 年 5 月 29 日 『組織犯罪処罰・犯罪収益規制法改正』（参議院本会議）

民進党・新緑風会 真山勇一

民進党・新緑風会の真山勇一です。会派を代表し、組織犯罪処罰法案、すなわち共謀罪法案について質問致します。

質疑の冒頭で申し述べます。今朝、北朝鮮内から発射された弾道ミサイルは、わが国の排他的経済水域（EEZ）内に着水したとみられるとのこと。今年になって北朝鮮は弾道ミサイルの発射を繰り返していますが、これは我が国の主権と国民の安全を脅かすものであり、断固抗議いたします。北朝鮮情勢については、G7においても議論されたとのことですが、安倍総理は我が国に迫る北朝鮮の脅威について、国際社会にどのように訴えたのか、また我が国は今後どのような対応とおつもりなのか、お答えください【問1：総理】。

1. 国民は驚き、呆れ、そして怒っています

まず、本法案に対する質問に先立ち、新たに広がった加計学園をめぐる疑惑について安倍総理にお訊ね致します。単刀直入に伺います。総理、文部科学省の前事務次官、前川喜平氏は「総理の意向」などと記された文書は「本物」と言い切りました。もはや「確認できない」では済まされません。本物なのかそうでないのか、どちらなのでしょう【問2：総理】。前川氏はまた国会の証人喚問に応じると答えています。もはや「怪文書」と突っぱねたり、前川氏の悪

口をあげつらったりする時ではありません。証人喚問の実現を国民は見守っています。総理、証人喚問に応じた上で、国会で疑惑を解明しようではありませんか【問3：総理】。森友疑惑はまだ全く払拭されておらず、一方で加計学園の疑惑も益々膨らむばかりです。国会は国民に真相を明らかにする義務があり、そうでなければいまや誰も納得しません。「総理のご意向」があったのであれば、当然、総理は総理大臣を辞め、国会議員もお辞めになるとおっしゃったはず。総理、明確にお答えください【問4：総理】。この問題についてはクロをシロと言ひ募り、国の政（まつりごと）を私物化する安倍政権の振る舞いに、多くの国民が驚き、呆れ、そして怒っています。

このところの安倍政権の専横ぶり、いや、独裁ぶりは目に余ると多くの人が感じています。衆議院における共謀罪法案の審議においても、総理官邸の主導する強引な委員会運営が繰り返されました。国会議員なら誰もがご存じのように、人権に最も密接に関連する法律を扱う法務委員会では、与野党理事の合意のもとに審議を進めることが不文律です。しかし、本法案の衆議院の審議では委員長職権による強行的な運営が何度もなされ、法務委員長の解任決議案まで出される事態も招きました。参議院に送るにあたって、そんなことがなされた、いや、せざるを得なかった法案なのです。

## 2. TOC 条約はテロ対策ではなく、「共謀罪」はテロ対策にはならない

今回の法案審議にあたり、まず最初に、私達、民進党・新緑風会の立場を明確にしたいと思います。TOC 条約の締結は、国際的にも急ぐべきであるのは当然です。そして、テロ対策が必要であることも言うまでもありません。TOC 条

約を締結するために必要な措置なら、また、本当にテロ対策のための法整備であるなら、私達は協力を惜しみません。しかし、本法案は TOC 条約とは全く関係ない上に、テロ対策にもなっていないのです。クロをシロと言い募るのは無理です。

TOC 条約はマフィア等による経済犯罪の取り締まりを目的としたものです。麻薬取引、人身売買、マネーロンダリング等、物質的な利益を目的とした国際的な組織犯罪を防止するための条約であり、テロ対策のためではないことは条約にもはっきりと明示されています。他ならぬ日本政府も、テロ行為を除外するよう条約の作成される段階で求めていたものです。国連の「立法ガイド」を書いたニコス・パッサス教授も、この条約はテロとは無関係であると断言しています。国連のテロ対策の条約は別に存在しています。我が国はその主要な 13 本の条約に参加し、関連する法整備も済んでいます。岸田外務大臣に伺います。テロとは無関係な条約の締結に、なぜ、「テロ対策のため」と称する法律が必要なのでしょうか【問 5：外相】。条約の有権解釈権は外務省にあるとされます。だからこそ、いつ、どのような理由で TOC 条約の締結にテロ対策が必要であると解釈を変更されたのか、外務大臣お答え下さい。【問 6：外相】。

日弁連をはじめ多くの法曹関係者や学者が、我が国の現行の法体系で TOC 条約に参加することは可能であると述べています。それに、国連には参加国がこの条約の参加要件を満たすかどうか事前審査する機関もありません。仮に、参加国の法制度に条約にそぐわない部分があったとしても、一部留保しつつ参加することは可能ですし、参加した後に必要な法整備を行うという方法もあるはずで、新しく法律を制定して TOC 条約を締結した国は非常に少数だと聞いていますが、少なくとも OECD 諸国 35 カ国の中で何カ国あるのか外務大臣にお伺いします。また、それらの国は既存の法原則まで変更したのでしょうか【問

7：外相】。そもそも、共謀罪を作らないと我が国が TOC 条約の締結ができないなどと、いつ、誰に、どんな形で確認されたのでしょうか【問8：外相】。日本政府は TOC 条約の起草審議の際に、共謀罪の創設は「我が国の法原則になじまない」と主張していたではありませんか。一定の留保をしたり、後日の法整備を検討したりなどの形で、まず、現行の法体系のまま TOC 条約への参加を試みたことはないのでしょうか【問9：外相】。外務大臣、明確にお答え下さい。それから、国連人権理事会から正式に任命された特別報告者、ジョセフ・カンナタチ氏が本法案への懸念を表明しています。外務省は感情的な抗議文を送ったそうですが、抗議よりもまず誠実に回答すべきではなかったのでしょうか。本法案の目的に国連の TOC 条約締結を挙げるならば、丁寧に内容を説明する回答をし、国連における我が国への疑念が払拭されたことを確認してからにすべきではないでしょうか。【問10：外相】

また、TOC 条約の締結問題とは全く別の話として、テロ対策に漏れや抜けがあってはいけないのは当たり前です。しかし、この共謀罪法案ではテロは防げないとの指摘があります。例えば、自民党の皆さんのお仲間、検察出身の若狭勝代議員も、そう断言しています。また、元警察庁長官の國松孝次氏も、この法案があってもオウム事件は防げなかったと述べておられます。

先日、羽田空港の入国検査をすり抜けて外国人が堂々と入国してしまうという事案が発生しました。安倍政権は「世界一、安全な国」を標榜していますが、最も大切な空港の水際対策がこんな状態では、本当にテロを防ぐつもりがあるのかどうかすら怪ぶられます。テロを防ぐには国際的なテロ集団の入国を水際で防ぐことが最も大切なはずですが、本法案は国際的な犯罪集団とは関わりがない条文が大半であるわりに、こうした水際対策は手つかずですが、金田法務大臣、その理由は何でしょうか【問11：法相】。私達、民進党は空港での水際対

策を厳正かつ迅速に行うための法案を、これまで何度も国会に提出しています。これこそテロ対策として、まず真っ先に取り組むべき課題なのではないでしょうか。

### 3. 監視と統治が目的ではないか

この法案の中身はわからないことだらけです。衆議院での法務大臣の迷走答弁によって疑問点はどんどん増えてしまい、本法案の6条の2に関連する部分だけでも約200項目もの不明点が指摘されます。理解不能、しかも裁量が入る余地が大きいなら、その時点で欠陥法案なのではないでしょうか。また、未遂罪、予備罪のない犯罪にまで共謀罪を追加する本法案は、従来の刑事法体系から逸脱する整合性のなさ、矛盾が随所にあります。具体例を挙げましょう。強盗を共謀すれば5年以下の懲役です。ところが、そこから予備罪の段階まで準備を進めると2年で済むという矛盾、逆転現象が起きます。内閣法制局長官に伺います。こうした粗雑かつ不整合な欠陥法案をなぜ通そうとするのでしょうか。説明して下さい【問12：内閣法制局長官】。

衆議院での審議はたった30時間あまり、ごくごく基本的な中身も不明なまま参議院に送られてきました。立法事実として事前に示された3つの事例は、全て現行法で対応が可能と証明されるや、政府はだんまりを決め込んでいます。金田法務大臣、この法案が必要な事例をひとつでも具体的にお示しいただけないでしょうか【問13：法相】。大臣は「一般の人はこの法案の対象にならない」と答弁されました。しかし、副大臣は「対象にならないことはない」と否定しました。一体、一般の人は対象になるのでしょうか。そして、大臣のおっしゃ

る一般の人とは一体、どんな定義によるものでしょうか【問 14：法相】。法文に犯罪組織の要件が明確に書かれていないため、構成員ではない一般の人でも幫助犯とみなされれば捜査対象となり、嫌疑及び告発の対象になると読むことが可能です。法務大臣、この点はいかがお考えでしょうか【問 15：法相】。

また、法案では犯罪集団と一般の団体との区別が全く不明確です。大臣は通常の団体が組織的犯罪集団に一変することがあるとおっしゃいましたが、それは誰がどんな基準で判断するのでしょうか【問 16：法相】。犯罪集団に一変しないかどうか確認するために、捜査当局はどんな団体も常時監視してよいと解釈されかねませんが、法務大臣、いかがでしょうか【問 17：法相】。国家公安委員長にもお訊ねします。大垣事件というものがありました。環境問題を考える集会に参加した一般の人まで警察が調べていたというこの事件に関して、犯罪組織でない団体を監視することも警察の通常任務であるとの答弁がありました。この答弁に変わりはないのでしょうか【問 18：国家公安委員長】。

もしそうなら、市民運動や労働運動、そして、政治活動、宗教活動など、あらゆる団体にそうした「嫌疑」がかかる懸念が生じないでしょうか。法案の対象犯罪の大半は組織犯罪とは関係がない一方、一般の団体の正当な活動に関するものが数多くあります。法務大臣、ストライキは本法案が対象とする「業務妨害」になるのでしょうか【問 19：法相】。デモは「騒乱罪」にあたるのでしょうか【問 20：法相】。この法案は、衆議院から送付された現時点においても、こんな基本的なことすら不明確なのです。

懸念はまだあります。政治的意図を持った当局の恣意的な運用や、国策捜査、意図的な冤罪の恐れも指摘されています。裁判で有罪にはならなくとも、捜査対象として嫌疑をかけることは可能です。今は刑事訴訟法に匿名証人制度が導入されており、司法取引も可能です。政府がテロ関連と指定した情報は特定秘

密に指定できます。誰から、何の罪で、どういう状況で告発されるかわからないなら、市民の活動を萎縮させるには十分です。これではまるで「一億総監視社会」です。法務大臣、絶対に政治的、恣意的に運用されないという保証は、法文に明記されているのでしょうか【問 2 1 : 法相】。

#### 4. 歴史を繰り返すな

スペイン出身の哲学者であり詩人であるジョージ・サンタヤナはこういう言葉を残しています。「過去を思い起こし得ない者は、過去を繰り返すように運命づけられている」。国家権力に都合のよい統治の道具によって、古今東西、夥しい悲劇が起きました。戦前の治安維持法もそうです。治安維持法は国体や私有財産制度を否定する運動を取り締まるものとされました。当時、国内にいた千人ほどの共産主義者のみが対象であり、一般の人々は対象でないと説明されたと聞いています。しかし、現実には、労働運動から政治運動、宗教活動、さらにメディアの言論活動へと治安維持法の対象は次々と拡大され、最後は政府部内の路線闘争にまで使われました。逮捕者は 20 万人、拘留中の拷問等による死者は 2 千人にのぼるとされます。国民はすっかり萎縮し、政府の方針に反対するどころか、戦争の勝敗に関することでさえ、一切、口にできなくなったことは、ここにおられる公明党の皆さんこそよくご存知でしょう。特定秘密保護法、改正刑事訴訟法、そしてこの共謀罪を組み合わせれば、強力な監視社会が出来上がるという指摘があります。安倍政権の皆さんは育ちも心も良い方々ばかりですから、悪い目的では使わないと私も信じたいところです。しかし、将来、どんな主義、主張の政党や団体が政権をとるかは誰にもわかりません。そして、

法文が曖昧なら、どんな形で恣意的、政治的に運用されるかわかりません。その時、嫌疑をかけられ、捜査の対象になるのは、一般の人であり、皆さんの子ども、そして、孫かもしれないのです。私達、参議院は「良識の府」です。一つひとつの法案を、後世へ重い責任を持って成立させる使命があります。議場の議員の皆さん。後に続く世代の人々に恥ずかしくない、良識のある議論をしようではありませんか。